

公 衆 浴 場 営 業 許 可 書

申請者 住 所 福岡県鞍手郡小竹町大字新多 3 2 1 番地
氏 名 有限会社梶原設備工業 代表取締役 梶原隆伸

令和 4 年 10 月 26 日 付けで申請のあった公衆浴場営業については、公衆浴場法（昭和 2 3 年法律第 1 3 9 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり許可します。

令和 4 年 11 月 7 日

福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所長



記

- 1 営業施設の名称 家族風呂
- 2 営業施設の所在地 福岡県鞍手郡小竹町大字新多 4 6 0 - 6
- 3 公衆浴場の種類 その他の公衆浴場
- 4 許可の条件

（注意）この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に福岡県知事に対して審査請求することができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

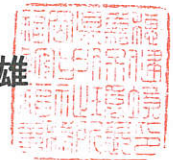
住所 福岡県鞍手郡小竹町大字新多321番地

氏名 有限会社梶原設備工業
代表取締役 梶原 隆伸

令和4年10月25日 付けで申請のあった下記の営業については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条の規定に基づき、条件を付けて許可します。

令和4年11月7日

福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所長 松崎 利雄



- 1 営業の種類 飲食店営業（うどん）
- 2 営業所所在地 鞍手郡小竹町大字新多460-6
- 3 営業許可有効期間 令和4年11月7日から
令和12年3月31日まで
- 4 許可条件
- 5 特記事項

注意

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に福岡県知事に対して審査請求を行うことができます（この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます（この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 2 許可期限後も引き続き営業をしようとする場合は、有効期限満了日の30日前までに更新許可申請の手続きをしてください。

04嘉鞍保 第1120272号 令和 4年11月 7日許可

許可期限 令和12年 3月31日まで

飲食店（うどん）営業

氏名 有限会社梶原設備工業

(公社) 福岡県食品衛生協会